

事業計画

～経営理念～

市民誰もが自分らしく輝き 支え合う 福祉のふるさとづくり

I 基本方針

平成27年度は、4月からスタートする「生活困窮者自立支援制度」、「介護保険制度の改正に伴う新しい地域支援事業」、「子ども子育て支援新制度」や国の社会保障審議会で検討が進む社会福祉法人制度の見直しなど、国の諸制度の改正に対して的確に対応することが求められます。

特に、これまで「制度の挟間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化する生活困窮者自立支援法が施行されます。これにより雲南市社会福祉協議会（以下、「本会」という）では、雲南市からの受託事業として、地域福祉部内に専門職を配置し「生活支援・相談センター」を開設することになりました。さらに、新たに20床を増床した「特別養護老人ホームえがおの里」を施設福祉部として機構改革、総務部・地域福祉部・在宅福祉部・子育て支援部の5部体制により、雲南市の福祉向上のために総合的な社会福祉事業を展開して参ります。

このように本会を取り巻く環境や本会組織機構の改革の中、今年度は平成23年度に策定した「財政健全化5カ年計画」の到達年度となりました。これまでの経過を踏まえた計画の着実な実践と、進行管理の徹底に努める一方で、新たな中期計画「雲南市社協発展・強化計画」の策定に着手いたします。これは地域福祉を推進する中核的な法人として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けて組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを計画的に遂行するためのものであり、ひいては市民のみなさまをはじめ、各関係機関への説明責任を果たすものでもあります。

更に、平成27年度地域福祉部事業の推進にあたっては、第3期雲南市地域福祉活動計画に基づき「地域で自分らしく安心して暮らし続けられる生活支援体制づくり【くらしをまもる】」「私たちだからこその安心して暮らし続けたい地域づくり【つながりをつくる】」を基本目標として、本会がもつ「協議会」としての機能を発揮し、地域自主組織、行政、関係機関等との連携を強化した事業展開に努めます。

在宅福祉部における福祉サービスにおいては、社協でなければできない固有性と地域に密着したサービスの提供に合わせて、本会が実施する様々な事業活動とも十分な連携を図り、地域福祉推進の視点での事業展開を目指します。また人材確保、人材養成は介護保険事業者にとって喫緊の課題となっております。これには雲南広域連合への協力

事業として、雲南圏域での介護人材養成講座に取り組みます。

そして新設した施設福祉部では、20床の増床により特別養護老人ホーム70床、短期入所6床の施設経営となります。管理栄養士、理学療法士、看護師等専門職によりきめ細やかなサービス提供に努めます。しかしながらこの度の介護保険制度の改正は、サービス提供事業者にとって非常に厳しい経営を迫るものとなりました。本会においては改正初年度、サービスの量や質、職員処遇などにおいて決して後退することのないよう一丸となって挑戦して参ります。

子育て支援部では、三刀屋保育所、掛合保育所の受託運営とともに、子ども子育て支援新制度の施行により、これまで以上に雲南市との連携を強化し、質の高い保育を総合的に提供することを目指して参ります。法人設立の趣旨にのっとり、待機児童の減少となるよう可能な限りの対応に努めます。

このような総合的な社会福祉事業を実践する本会の法人運営部門では、社会福祉法人会計基準の改定により、当初予算から新会計基準へ移行いたします。その目的、ルールに沿った的確な財務会計業務により、情報開示を含めて法人の信頼性を高められるよう努めます。また職員数も400名を超え、大きな事業規模の社会福祉協議会となりました。従って産業医、そして社会保険労務士等の専門家との連携により衛生環境の充実や、適切な就労条件の整備にも積極的に取り組んでいきます。

昨年、本会が誕生して10周年を迎えました。この10年を事業、組織、財政面から振り返ると、平成27年度は間違いなく新たな第一歩を踏み出すところにあります。本会の変わることのない経営理念「市民誰もが自分らしく輝き 支え合う 福祉のふるさとづくり」のために役職員一同邁進いたします。

Ⅱ. 事業実施計画

1 法人運営事業部門

○ 総務部の運営理念

社協らしさを発揮できる法人の経営基盤の強化を図る。

○ 運営理念達成のための指針

- (1) 総務係：法令遵守のもと、経営基盤の強化を図る。
- (2) 財務会計係：新会計基準に移行し、より安定的な財務運営と財務状況の透明性の確保を図る。

1. 法人運営事業

(1) 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に努める。

① 各種会議の開催

ア. 理事会（年7回予定）

イ. 評議員会（年4回予定）

ウ. 三役会（随時）

エ. 理事事業担当部会（随時）

総務企画部会、地域福祉部会、介護保険事業部会、保育事業部会
オ. 地域福祉委員会（年2回予定）

各福祉圏域毎に開催

カ. 企画調整会議（月1回以上）

キ. 管理職会議ほか

② 監事による監査の実施

ア. 定期監査（5月）

イ. 中間監査（12月）

③ 各種法令に基づく定款、諸規程等の整備及び改正

④ 個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築

⑤ 職員による内部経理監査の実施（年1回全事業所を実施）

⑥ 障がい者雇用の促進

⑦ 適正な会計処理の実施

平成27年度新会計基準へ移行

(2) 法人運営のための財源確保策の強化を図る。

① 社協会費・共同募金配分金・寄附金等自主財源 賛助会員への協力依頼

② 雲南市補助金、負担金、委託料、指定管理料

③ 島根県社会福祉協議会受託金

④ 介護保険事業介護報酬、利用料等

⑤ 財政調整積立金造成

⑥ 安定経営を目的とした介護保険事業人件費積立金造成

(3) 雲南市地域包括支援センターへ職員出向する。

地域包括ケアの一翼を担うため引き続き 5 名の専門職員（看護師 3 名、社会福祉士 2 名）を雲南市包括支援センター（大東・三刀屋）に出向する。

(4) 役職員の資質向上のため研修等取り組みの強化を図る。

- ① 役員を対象とする研修会等の実施と参加
 - ア. 地域福祉推進研修
 - イ. 人権同和研修
 - ウ. 各種外部研修会（県社協）への参加
- ② 職員を対象とする各種研修の実施と参加
 - ア. 人権同和研修（7 月予定）
 - イ. マナーアップ研修（11 月予定）
 - ウ. 福祉職員生涯（新任・中堅等）研修・コミュニティソーシャルワーク研修等への積極的参加
- ③ 職員の資格等取得促進
社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、衛生管理者ほか

(5) 関係機関との共催による総合的福祉事業を実施する。

- ① 雲南市戦没者追悼式の開催（7 月 17 日予定）
主催：市・社協
- ② 雲南市総合社会福祉大会の開催（10 月上旬予定）
主催：市・社協・民児協・老連
- ③ 第 9 回雲南市民歳末余芸大会の開催（12 月上旬予定）
主催：市・社協・山陰中央新報社・JA・商工会

(6) 各種計画の策定及び具現化に向けた進行管理を行う。

- ① 雲南市社協発展・強化計画の策定
- ② 財政健全化 5 年計画の進行管理
- ③ 一般事業主行動計画の進行管理

(7) 災害救援ボランティアセンター設置運営にかかる調査研究を行う。

市、県社協、本会ボランティアセンター等との連携による活動マニュアルの検証・見直しの実施

(8) 雲南市指定管理者制度による社会福祉施設の管理を行う。

- ① 大東町地域福祉センター
- ② 大東健康福祉センター
- ③ 木次町高齢者コミュニティセンター
- ④ 三刀屋健康福祉センター
- ⑤ 掛合健康福祉センター
- ⑥ 掛合高齢者生活福祉センター

- ⑦ 入間コミュニティセンター
- ⑧ 特別養護老人ホームえがおの里

(9) 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理を促進する。

- ① 衛生委員会の設置（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体）
- ② 社会保険労務士と顧問契約を締結し、適正な労務管理を行う。
- ③ 労務管理業務のアウトソーシングの検討を行う。

2. 広報・啓発事業

福祉活動への市民参加を促進するため、広報・啓発活動の強化を図る。

- ① 社協だより （12,900部×年4回）
- ② 地域の福祉 （12,900部×毎月）
- ③ ホームページ （随時更新）

3. 過疎地有償運送事業

高齢者の日常生活での移動をサポートするため、雲南市地域公共交通総合連携計画に基づき過疎地有償運送事業を吉田福祉圏域で実施する。

4. 弔電お供え事業

社協会員の死亡に際し、遺族に弔電を送り弔意を表す。

5. “日本赤十字社島根県支部雲南市地区” 運営事業

人道・博愛の赤十字精神に基づいた市地区事業と事務局運営を行う。

- ① 日赤事業の啓発活動の推進
- ② 社費の募集活動の推進（5月）
- ③ 学校や地域へ救急法等研修の斡旋
- ④ 災害時の対応
- ⑤ 義援金活動への協力

2. 地域福祉事業部門

○ 部門事業理念

誰もが地域でその人らしく安心して生活ができるように
地域住民の「この地域で安心して暮らし続けたい」の願いを支えていく

○ 部門事業の指針

部門事業理念の具現化に向けた
地域を基盤としたソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の実践

※個人を地域で支えることと同時に、個人を支える地域づくりを一体的に推進するための社会福祉援助。

1) 生活支援・相談センター

○ 運営方針

～相談を受け止め 共に解決を目指し その人の自立を支えていく～

○ 実施事業

1 総合相談と生活支援

多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援していく。

(1) 自立相談支援事業（市受託事業）

- ① 総合相談（「アウトリーチ：訪問による相談援助」を含む）
- ② 分析・支援ニーズの把握
- ③ 支援プランの作成
- ④ 支援調整会議・サービス提供
- ⑤ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
- ⑥ 終結・フォローアップ（追跡評価）

(2) 暮らしの相談（法律相談：無料・予約制）

- ① 弁護士相談（毎月第2木曜日）
- ② 司法書士相談（毎月第4金曜日）

(3) 地域を基盤とした相談ネットワークづくり

民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等との連携によるニーズキャッチと支援の仕組みづくり

2 生活資金の融資

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、必要な生活資金を融資し、その人の自立を支援していく。

- (1) 生活福祉資金貸付事業（実施主体：県社協）
- (2) 民生融金貸付事業

3 窮迫課題への対応

総合相談で受け止めた窮迫する生活困窮課題に対応し、必要な生活支援に的確につなぎ、その人の自立を支援していく。

- (1) 緊急現金の貸付け（民生融金特例貸付け）
- (2) フードバンクの試行的な運用
- (3) 入居債務保証支援事業（県社協制度と連携）
- (4) 制度の狭間の支援ニーズへの対応策の研究・開発

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～当事者の権利を擁護し その人らしい安心な暮らしを支えていく～

○ 実施事業

1 権利擁護による生活支援

判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

- (1) 日常生活自立支援事業（実施主体：県社協）
 - ① 支援プラン作成
 - ② 生活支援
 - ア 福祉サービス利用援助
 - イ 日常的金銭管理
 - ウ 書類等の預かり
 - エ 定期的な訪問等
 - ③ 生活支援員研修
 - ④ 利用料助成
- (2) 法人後見事業（法人による成年後見への取り組み）
 - ① 運営委員会の運営
 - ② 受任審査会の運営
 - ③ 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援
 - ア 財産管理
 - イ 身上監護
 - ウ 家庭裁判所、関係機関等との連絡調整等

2 当事者組織等の支援

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が発揮されるようにその活動を支援する。

- (1) 活動実践の支援（事務局）
 - ① 雲南市母子会
 - ② 雲南市手をつなぐ育成会
 - ③ 雲南市身障者協会
 - ④ 被爆者協会（木次・吉田圏域）
- (2) 活動財源の支援

3) 福祉のまちづくり促進センター

○ 運営方針

～私たちだからこそできる

“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支えていく～

○ 実施事業

1 福祉教育の推進

学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。

(1) 学校における福祉教育

- ① 総合的な学習の時間などでの福祉学習の実践支援
- ② 様々な社会資源を活かした体験学習(サマーボランティアスクール)の実施

(2) 地域を基盤とする福祉教育

- ① 地域自主組織を推進主体とした福祉教育
 - ア 活動推進を目的とした研修の協同実践
 - イ 新ふるさと福祉学習推進事業(県社協補助事業)の実施
- ② ボランティアグループ等を推進主体とした福祉教育
 - ア 活動推進を目的とした研修の協同実践

2 小地域福祉活動の推進

住民自治を担う地域自主組織を核に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの支え合い(共助)”を深めていく。

(1) 活動実践の支援

- ① 活動推進検討会議(各地区単位)
- ② 情報交換会議(各福祉圏域単位)
- ③ 地域福祉活動推進会議(全地域単位)
- ④ 活動推進を目的とした研修の協同実践(出前講座等)
- ⑤ 新ふるさと福祉学習推進事業(県社協補助事業)モデル地区活動支援

(2) 活動財源の支援

- ① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成
- ② ふれあい・いきいきサロン活動助成
- ③ 新ふるさと福祉学習推進事業(県社協補助事業)モデル地区助成

3 ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを核に、共感(志縁)の力を発揮した“ボランティアならではの支え合い(共助)”を深めていく。

(1) ボランティアセンターの運営(活動実践者・関係支援機関等で構成)

- ① 事業企画・運営等の協同実践
- ② ボランティア活動者の開拓

(2) 活動実践の支援

- ① 活動の相談と個別の支援
- ② 活動推進を目的とした研修の協同実践
- ③ 新たな協働に向けた活動実践者等がゆるやかにつながる場づくり

4 住民参加による地域生活支援事業

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

- (1) 食の自立支援給食・配食サービス事業（市受託事業）
地域自主組織、配食ボランティアなどの協力で実施
- (2) 地域子育て支援事業
地域自主組織、NPO、子育て支援センター、民生児童委員、ボランティアなどの協力で実施
- (3) 音訳広報事業
市内6福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力で実施
- (4) 郵便による見守り事業
郵便局、事業所、市民ボランティアなどの協力で実施

5 民生児童委員協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

- (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（本所担当）
- (2) 6単位法定民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（各支所担当）

6 雲南市共同募金委員会の運営

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にしたい、赤い羽根共同募金運動を展開する。

- (1) 雲南市共同募金委員会の運営
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月01日～12月31日）
 - ② うんなん手のひら募金の実施（01月01日～03月31日）
 - ③ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
 - ④ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

3. 在宅福祉事業部門

<基本理念>

「利用者本位」・「自立支援」・「利用者による選択（自己決定）」

<重点実施項目>

1. 役・職員が一体となった健全経営の実践

(1) 介護保険事業部会により、経営状況や事業所の労働環境等について分析を行うとともに、当面の課題解決に向けて協議を行う。

2. 処遇改善の推進と労働環境の整備

(1) 魅力ある職場、労働環境の整備に努める。
(2) 職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場環境の形成に努める。

3. 地域貢献事業の推進

(1) 各事業所が専門性を活かしたさまざまな地域貢献事業を実施することにより、信頼と期待される福祉サービスの拠点づくりを目指す。

在宅福祉部の各事業の事業計画は次のとおりとする。

在宅福祉課

《通所型介護予防事業（はつらつデイサービス・二次予防事業）》

家に閉じこもりがちな高齢者、要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者のうち特定高齢者を対象に、①運動器の機能向上②栄養改善③口腔機能の向上④うつ予防⑤認知症予防⑥閉じこもり予防等の各プログラムを雲南市地域包括支援センターと連携を図りながら市内全域で実施する。
また、各交流センターやボランティアなど、地域のご協力をいただきながら高齢者の生きがいと社会参加を促進することにより、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるよう、積極的に事業を展開する。

- ・市内を28カ所に区分し、交流センターなどが会場
- ・一人当たり 月3回のサービス提供
- ・利用料 1回につき1,000円（昼食と車での送迎を含む）

《介護職員初任者研修事業の実施（雲南広域連合委託事業）》

介護人材養成の体系が変わり、研修から資格取得までのキャリアパスを図る途として初任者研修から実務者研修、介護福祉士までが一本の線つながる形となった。

本会では、雲南広域連合からの委託事業として介護保険事業所の福祉人材育成を目的として介護職員初任者研修事業を実施する。

大東介護事業所

<基本目標>

1. 経営の安定化

(1) 毎月1回運営会議を開催し、事業実績の分析と状況を共有し、必要に応じて業務見直しや改善を行う。

2. 拠点事業所間の連携を深める。

(1) 毎月1回、運営会議と衛生委員会を開催し、各事業所の状況や課題等

を共有し、協議する。

- (2) 拠点でサービス向上のための研修会を実施し、職員相互の理解と働きやすい職場づくりをする。

3. 法令順守による事業経営

- (1) 研修会や勉強会を実施し、介護保険制度の理解を深める。

《訪問介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業

○障がい者居宅介護事業

○生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。

《通所介護事業所おおぎ》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供時間：9時20分から16時30分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇1日25名以上の利用を目指す

◇明るく笑顔を大切にして、心地よい居場所づくりに心がけ、皆様から「おおぎを利用して良かった」と思ってもらえるようなサービス提供に努める。

◇事業所内での研修を定期的実施しチーム全体の質の向上に努める。

《訪問入浴介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

○地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）

◇1日3名以上の利用を目指す。

◇事業所自己評価や点検、利用者アンケートを実施し、サービス向上を目指す。

◇医療機関や他のサービス事業所との連携を深め、安心、安全な入浴サービスの提供に努める。

◇住み慣れた地域とご家族の中で、個々の状況に合ったサービス提供ができるよう、職員間の連携と質の向上に努める。

《居宅介護支援事業所おおぎ》

事業の実施地域：大東町

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。

○介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕

◇専門的な知識や技術習得を図り、それらを活かした良いプランの提供ができるよう努める。

◇安心して自宅での生活が送れるように支援する。

三刀屋介護事業所

<基本目標>

1. 毎月1回運営会議を開催し、全事業所の安定した経営を目指す。
2. 研修等に参加し、サービスの質の向上を目指す。

《訪問介護事業所みとや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

- 生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。
- 指定特定相談支援事業所みとやの開設。
 - ◇介護保険法改正による総合事業への移行に対応できるよう準備をする。
 - ◇住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、利用者の意思を尊重したサービス提供に努める。
 - ◇事業所内において職員個々の研修計画に基づき、積極的に各種研修会への参加を行う。

《相談支援事業所みとや》

- 障がい者総合支援法に基づく「特定相談支援・障がい児相談支援」事業の実施
 - ◇利用者・家族・行政・地域支援者・・・他事業所等とのネットワークづくりを図る。

《デイサービスセンターみとや》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施
 - ◇各職員が基本理念を理解した上で、利用者の多様なニーズに対応していけるよう個別援助の提供と職員の自己研鑽による資質の向上を図る。
 - ◇生活リズムを整えることにより、活動意欲の向上、健康状態の維持が図れるよう様々なメニューを用意したサービスの提供に努める。
 - ◇利用者の多様なニーズに対応できるよう個別援助技術と職員の資質向上に努める。

《デイサービスセンター陽だまりの家》 ※定員12名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

*地域密着型サービス事業

- ◇1日平均8名以上の利用を目指す。
- ◇「個別支援」「尊厳」を基本として、より高い専門性をもって個別援助に対応する。
- ◇ご家族の皆様の思いを理解するために介護者の集いを開催し、リフレッシュしていただけるよう努める。

《デイサービスセンターなかの》 ※定員 10 名

営業日：月曜日から金曜日

サービス提供時間：9 時 20 分～16 時 30 分

◇利用者の意思や人格を尊重し、地域で安心して暮らせるようサービス提供に努める。

◇音楽療法や地域の方との交流、季節にあった行事を取り入れコミュニケーションを図る。

《居宅介護支援事業所みとや》

事業の実施地域：木次町・三刀屋町

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。

○介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕

◇利用者及び家族の希望を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう居宅サービス計画の作成を支援し、サービス事業者や医療機関との連携を図り、必要なサービス調整を図る。

◇サービスの質の向上のために専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。

◇特定事業所加算を取得できる体制維持を目指す。

◇毎月 90 名以上の給付管理を目指す。

掛合介護事業所

＜基本目標＞

1. 毎月 1 回運営会議を開催し、各事業所の経営状況や運営課題を把握し、安定した経営を目指す。
2. 利用者の尊厳を守り、利用者・家族の希望に添いながら自立に向けたサービスを提供する。
3. 地域と密着した事業所を目指す。
4. 介護保険制度を理解し、法令遵守に努める。

《訪問介護事業所かけや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8 時 30 分から 17 時 30 分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7 時 00 分から 19 時 00 分

○生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護。

◇アセスメントに基づく情報共有。

◇声かけなどによる接遇の充実

◇利用者・家族の目標に向かって一緒に考え、支援することで生活意欲の維持・向上につながる介護に努めます。

◇生活習慣や価値観を尊重し、利用者本位の介護を目指します。

◇コンプライアンスマニュアルに基づく事業所内での法令順守の徹底。

《好老センター通所介護事業所》 ※定員 30 名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9 時 30 分～16 時 40 分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施。

- ◇「輝笑好輪」（きしょうこうりん）を基本方針と合言葉にし、利用者が生き活きと自分らしく輝き、笑い声の絶えない好老センターを目指す。
- ◇事故防止に努め、「安心」「安全」に過ごせ、信頼して利用していただけるサービスの提供に努める。
- ◇「30名の笑顔を目指す」
 - ①利用して良かったと思っただけのサービス提供に努める。
 - ②職員が常に笑顔で利用者と接する。
 - ③行うだけのケアではなく、相手の状況を考えて行うケアへの職員の意識改革と統一を図る。
- ◇毎月、基本方針に沿った目標を定め、達成に向け全職員一丸となって取り組む。

《居宅介護支援事業所かけや》

事業の実施地域：吉田町・掛合町

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施する。
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
 - ◇長年住み慣れた地域での生活が安心して継続できるよう、相手の立場に立った、必要なプランが提供できるように努める。
 - ◇利用者及び家族の意思や人権を尊重したプランを提供する。
 - ◇新規利用者の積極的な受け入れを行い90名の給付管理を目指す。
 - ◇他事業所や医療機関との連携、情報共有に努める。
 - ◇専門的な知識や技術の習得を積極的に行いより良いプランの提供ができるよう努める。

《高齢者生活福祉センター（居住）》 ※定員10名

- 生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）を実施する。
 - ◇日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間の居住提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活と、社会的孤立感を解消できるよう支援する。

小規模多機能型居宅介護事業所 ※登録定員29名

（通い定員※15名・泊り定員※6名・訪問）

＜基本目標＞

1. 個々のニーズに応じて必要な対応を行う。
 2. 楽しみと充実感のある生活がおくれるよう支援する。
- *地域密着型サービス事業
- ◇利用者の心身状況や環境に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供することで、住み慣れた地域にいつまでも暮らせるように支援する。
 - ◇コミュニケーションを大切にし、個々の思いや希望に向き合いニーズに即したサービス提供に努める。
 - ◇地域の伝統行事、イベント等に積極的に出かけ地域住民との交流を図る。
 - ◇四季折々の豊かな自然に触れ、心に潤いを持てるよう支援する。

- ◇利用者の趣味、趣向を取り入れ、自分ができること、したいことに挑戦できる機会を提供する。
- ◇食べる楽しみを満喫できる食事の提供を実施する。
- ◇職員が地域の活動（地区福祉委員会、自主組織による避難訓練、草刈ボランティア等）に参加することにより、地域と事業所の情報交換の場となるよう努める。

4. 施設福祉事業部門

特別養護老人ホーム

えがおの里係	※定員 30名
えがおの里ユニット係	※定員 40名
短期入所生活介護係	※定員 6名（空床利用有）

<重点実施項目>

1. いつまでも、自分らしく、安心して暮らすことができる居心地の良い施設を目指し、人権を守り、法令を遵守して、健全な経営に努める。
2. 安定的な経営を図り、施設職員が有する専門性を十分に発揮できる環境を整え、サービスの質の向上を目指す。
3. 職員が、健康で、爽やかな気持ちと笑顔で働くことができる職場環境を目指す。
4. 地域貢献に積極的に取り組む。
特に介護予防を目的とした介護教室を開催して、いつまでも健康で元気に住み慣れた地域で暮らし続けていただけるよう努める。
5. 短期入所事業は、在宅生活の維持を目的に、利用者、家族、介護支援専門員、介護保険事業所等との連携に努める。

<基本目標>

1. 経営の安定化に努める。
 - (1) 介護老人福祉施設事業 目標稼働率 95%
 - ①健康観察・管理
 - ②嘱託医、協力医療機関との連携
 - ③居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携
 - (2) 短期入所生活介護事業 目標稼働率 110%
 - ①居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携
2. 利用者本位
 - (1) ケアプランに基づく個別処遇の実現に取り組む。
 - ①「笑顔ミーティング」の開催
 - ②担当者会議への利用者、家族の参加
 - ③アセスメントの充実
 - ・援助すべき項目と支援すべき項目の明確化
 - (2) 尊厳のある生活に取り組む。
 - ①不適切ケア廃止

- ・利用者参加による笑顔会議の開催（月1回）
- ・不適切ケアの調査と改善

② 家族会との連携

③ 外部との交流、ボランティアの確保

3. 自立支援

- (1) 計画に基づいた、理学療法士による機能訓練を実施する。

4. 自己決定

- (1) 人間の尊厳を守る言葉づかいに努める。
(2) 日課にとらわれないこだわりのある生活を援助する。

5. 地域貢献

- (1) 実習生の受入れ
(2) 介護教室の開催

6. 勉強会開催

- (1) 外部研修参加
(2) 施設内研修開催
- ① 介護保険制度について
 - ② 虐待・身体拘束廃止について
 - ③ 事故防止について
 - ④ 感染症予防について
 - ⑤ 医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）について
 - ⑥ 看取りケアについて
 - ⑦ 褥瘡予防について

5. 保育所受託運営事業

平成 27 年度から、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設と子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の両面をもつ施設として位置づけられました。内閣府令により特定教育・保育施設の運営に関する基準が定められ、短時間保育の導入、提供する保育の質の評価の義務化等、新たな機能と運営の基準が明文化されたところであります。

子ども・子育て支援法の制定、社会福祉法の改正、児童福祉法の改正など、子育て支援に関する制度の改正を踏まえ、雲南市との連携を深め、地域子育て支援施設の中核としての機能の充実に努めるものとします。

三刀屋保育所については、平成 25 年度からの 3 か年の業務委託の最終年となることから、平成 28 年度の契約更新に取り組みます。なお、三刀屋幼稚園の認定こども園化構想があることから、平成 27 年度から特定保育施設で新たに定められる利用定員の変更等委託内容の変更も考えられます。また、併せて雲南市子ども子育て支援事業計画に基づき、三刀屋地域で不足している病後児保育事業の運営についても、雲南市との協議を進めるものとします。

掛合保育所については、保育業務を順調に開始することができました。2 年目を迎え、子育て支援事業の充実とともに保育の質を高める取り組みを進めます。

I 雲南市立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1. 保育理念

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2. 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3. 児童数

在籍児童(予定)

年 齢	人 数						
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 27 年 4 月 1 日現在	4	24	23	18	25	33	127
平成 28 年 3 月 1 日予定	15	24	24	18	25	33	139

平成 27 年度 入所率 112% 月平均 134 人

平成 26 年度 入所率 109% 月平均 131 人

4. 職員の職種、員数(4月1日現在)

常勤職員 31 名(26 年度 30 名)

- ・ 所長 1 名、主任保育士 1 名

- ・ 保育士 21 名（内特別支援専任 2 名）
 - ・ 看護師 1 名、
 - ・ 栄養士 2 名（内 1 名育休中）、調理員 3 名
 - ・ 事務員 2 名
- 嘱託医 2 名、嘱託歯科医 1 名

5. 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・ 保護者からの児童の健康チェックカードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底を行う。
- ・ 看護師により出欠状況、感染症発生状況等の情報提供（玄関の掲示板・保健だより）及び健康相談を行う。
- ・ 保育所内の衛生管理の徹底
 - 児童の手洗いの徹底とうがい（BK 水）の実施による感染症予防を行う。
 - 施設内の次亜塩素酸ナトリウムによる週 1 回の清掃及び BK 水での日常的な清掃を行う。
- ・ 体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した、5 歳児水泳教室を開催する。
- ・ 毎日の継続活動として築山マラソン、築山登りなど年齢に応じた活用による体力増進を図る。

(2) 安全管理

- ・ 危機管理体制の確立と災害時を想定した月 1 回の避難訓練を実施する。
- ・ 緊急時を想定した一斉メールを活用した所児引き渡し訓練を行う。（年 1 回）
- ・ 非常災害対策としての備蓄品、紙皿等の確保を図る。
- ・ 所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進を図る。

(3) 食育の推進

- ・ 地産地消を主とした安心安全な食材を提供する。
- ・ 栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- ・ 野菜栽培活動による児童の食への関心を高める。
- ・ 栄養士等による月 1 回の食育のつどいを実施する。

6. 子育て支援

- ・ 地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育児相談を行う。
- ・ 子育て講演会の開催

7. 保護者との連携

- ・ 保護者との信頼関係を深めるとともに、保護者会の協力を得て親子遠足、運動会、夏祭り等の各種行事を実施する。

8. 職員の質の向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。

- ・ 職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価（年2回）を実施する。
- ・ 県、市、社協等主催の所外研修会へ参加する。
- ・ 障がい児教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加する。
- ・ 指導助言者を招いた所内研修を実施する。
- ・ 掛合保育所と職員合同研修を実施する。
- ・ 職員会議において各種研修受講内容の報告を行い、全職員の共通理解を図る。

9. 小学校との連携

- ・ 情報交換
保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める
- ・ 三刀屋町内の保幼小中の連携による一貫した取り組みを行う。
挨拶、はきもの揃え、元気ウィーク等
- ・ 三刀屋の子どもを育てる会への参加と一体的な活動を行う。

10. 地域との連携

地域の皆さんとの交流や支援を得ての活動を推進する。

- ・ 地域の支援を得ての野菜作り活動の実施
- ・ 笹巻き作り、餅つきや獅子舞による交流
- ・ デイサービス事業所への訪問活動
- ・ 幼稚園及び掛合保育所との交流活動の実施

11. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

- ・ 保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・ 全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

II 雲南市立掛合保育所保育業務

～地域とともに健やかに～

1. 保育理念

- ☆ 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促

す。

2. 保育目標

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを発揮し、意欲的にあそぶ子

3. 児童数

在籍児童(予定)

年 齢 人 数	年 齢						合 計
	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	
平成 27 年 4 月 1 日 現 在	7	15	11	21	18	17	89
平成 28 年 3 月 1 日 予 定	12	15	11	21	18	17	94

平成 27 年度 入所率 102% 月平均 92 人

平成 26 年度 入所率 110% 月平均 99 人

4. 職員体制 (4 月 1 日 現在)

常勤職員 29 名 (26 年度 26 名)

- ・ 所長 1 名、主任保育士 1 名
- ・ 保育士 16 名 (内 特別支援専任 4 名)
- ・ 看護師 1 名、
- ・ 栄養士 1 名、調理師 3 名
- ・ 事務員 1 名
- ・ 一時預かり担当保育士 1 名
- ・ 乳幼児健康支援一時預かり担当保育士 1 名
- ・ ファミリーサポートセンター
アドバイザー 1 名
- ・ 子育て支援センター
子育て支援員 2 名

嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名

5. 健康及び安全

(1) 健康支援

- ・ 看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。
- ・ 保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。

(2) 安全管理

- ・ 事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようにする。
- ・ 所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。

(3) 食育の推進

- ・ 食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の

育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。

- ・ 地域の皆さんの協力を得ながら、所児による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。

6. 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

(3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5) 乳幼児健康支援一時預かり事業

病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

7. 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・ 保護者会行事・一日保育士・クラス懇談・個人面談等

8. 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・ 全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- ・ 職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- ・ 雲南保育研究会公開保育に向けての所内研修の実施
- ・ 県研究大会・市研修等の研修機会の確保
- ・ 保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

9. 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・ 保小連絡会・子どもを語る会・保育所、小学交流会

- ・ 保育要録送付・校長、所長会等

10. 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。

- ・ ゴミゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会・地域散歩

11. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

- ・ 保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・ 全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

以 上